＜回答＞

　　今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険料について、保険者が減免を行った場合に、

国が特例的に財政支援をすることとしています。まず、令和３年度の保険料については、

・前年所得に基づき賦課されるため、新型コロナウイルス感染症発生後の令和２年所得に応じた保険料が賦課されることとなり、

・さらに、所得が一定額以下の場合には、応益分保険料の７割、５割又は２割が軽減され、その令和２年における所得減少を反映した保険料が賦課されることとなります。

　　その上で保険料の減免に当たっては、年度の途中では所得が把握できないため「収入」を用いており、令和３年度の保険料の減免においては、保険料賦課のベースとなる前年（令和２年）と比較して「収入」が減少した被保険者に対して減免した場合に、市町村等の保険者へ財政支援を実施することとしています。

なお、令和３年度の財政支援については、通常時は、減免額が保険料総額の３％以上である場合にのみ財政支援を行っているところ、特例として、３％未満の場合にも、財政支援を行うこととしており、先日、その財政支援の割合について拡充する旨をお知らせしたところです。

（参考）令和3年度の財政支援の割合（→の右が拡充後）

・減免額が市町村の保険料総額の３％以上である場合　減免額の8/10→10/10

・　　　　　〃　　　　　　　　1.5％以上３％未満である場合　減免額の4/10→6/10

・　　　　　〃　　　　　　　　1.5％未満である場合　減免額の2/10→4/10

　この財政支援を活用し、各保険者において、適切に保険料減免を実施していただきたいと考えています。

厚生労働省　保険局

国民健康保険課